

適格請求書発行事業者登録簿の登載 事項変更届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合に、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の2⑧）。

※ 法人が名称並びに本店又は主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。

2 提出時期等

この届出書は、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

(1) 国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(2) 「法人番号」欄には、法人番号を記載します。

(3) 「登録番号」欄には、登録を受けた番号を記載します。なお、登録番号のTの記載は不要です（Tを除く13桁の数字のみ記載してください。）。

なお、「法人番号」と「登録番号」のTを除く13桁が同一の場合は、登録番号を記載しなくても差し支えありません。

(4) 「変更年月日」欄には、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった年月日を記載します。

(5) 「変更事項」の各欄には、変更のある事項は数字の1を、変更のない事項は数字の2を記載します。

(6) 「変更前」欄及び「変更後」欄には、変更事項を記載します。

なお、国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものについて、国内に有しないこととなった場合は、「変更後」欄の「国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地」にその旨を、国内に有することとなった場合は、「変更後」欄の「国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所等の所在地その他これらに準ずるものの所在地」にその所在地を記載してください。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(8) 特定国外事業者以外の国外事業者が、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合は、次葉を記載し提出してください。

4 公表事項について

この届出書に記載した変更事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

5 添付資料

国外事業者の場合、変更内容が確認できる資料を添付してください。また、変更内容が確認できる資料が日本語以外で表記されている場合は、和訳したものの添付をお願いします。

(例) 定款の写し、自国における登記簿謄本等、会社案内、会社のホームページ等